

令和元年度 第6回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和元年9月10日（火） 午後3時			
場 所	琴浦町役場分庁舎3階 第1・2・3会議室			
出席委員 (11人)	1番 石賀 英男	2番 丸山 環	3番 前田 正秀	4番 潮 智博
	5番 伊藤 英之	6番 村上 隆	7番 福本 正博	8番 三浦 勝美
	9番 久米 繁好	10番 中本 敏彦	12番 福田 昌治	
欠席委員 (1人)	11番 川崎 康晴			
出席推進委員 (11人)	14番 遠藤 一夫	15番 井本 武夫	16番 語堂 一幸	17番 小前 茂雄
	18番 松本 芳己	19番 桑本 慎吾	20番 馬野 進	21番 入江 敏朗
	22番 澤田 光秋	23番 石賀 昭則	24番 河上 幸徳	
欠席推進委員 (1人)	13番 北中 善隆			
事務局	事務局長 山根 伸一、事務局長補佐 每田 陽子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第23号 非農地証明願の処理について 議案第24号 農用地利用集積計画の決定について			
報告事項				

議長	<p>定刻になりましたので、ただ今より、令和元年度第6回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p> <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p>
事務局	<p>ただ今の出席委員は11名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和元年度第6回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。事務局に欠席する旨の連絡のあった委員は、11番 川崎委員です。なお、推進委員の欠席者は北中委員です。以上です。</p>
議長	<p>議事録署名委員の指名ですが、7番 福本委員、8番 三浦委員にお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請についてですが、関係委員の澤田委員は退席をお願いします。 (澤田委員の退席を確認)</p> <p>議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>1ページをご覧ください。議案第20号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の許可・意見を求める。</p> <p>整理番号13番 譲渡人、譲受人ともに琴浦町内の個人です。譲渡事由は自作地の贈与になります。土地の表示 琴浦町大字出上字 [REDACTED] [REDACTED] 、登記地目、現況地目ともに田、地積1, 388m²。</p> <p>申請の内容について説明します。譲渡人が高齢で農業従事が難しくなり、耕作者を探していたところ、譲受人と贈与の話がまとまったものです。農地取得後は世帯員3人で水稻を耕作され、機械も十分にそろっており、農地の全てを効率的に利用できると思われます。申請内容から農作業の常時従事についても問題ありません。譲受人の取得後の耕作面積は32, 855m²で、面積要件も問題ありません。これまでにも近隣で耕作しているため、本件の権利取得による周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと思われます。</p> <p>以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(澤田委員の復帰を確認)</p> <p>続きまして議案第21号 農地法第4条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2ページをご覧ください。議案第21号 農地法第4条の規定による許</p>

可申請について 農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の意見を求める。

整理番号2番 申請人は琴浦町内の個人、転用目的および施設の概要は一般住宅、土地の表示 大字光好字 [REDACTED]、登記地目 田、現況地目 畑、地積443m²。申請地は外に畠1筆があり、2筆の合計地積は547m²になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きを行い、令和元年8月28日付で琴浦町長の承認済みとなっています。

転用の内容について説明しますので、4ページの説明図をご覧ください。申請人の方は現在、[REDACTED]の土地に家を建てて住んでおられますが、昨年、お子さんの一人が[REDACTED]車いすでの生活となられました。今住んでいる家では[REDACTED]日常生活に支障があるため、自宅西側にある自己所有農地[REDACTED]の土地を分筆して、[REDACTED]の土地には平屋建てのバリアフリー住宅を新築して親子で住み、[REDACTED]の土地は障害者用車両の回し場及び自己駐車場のスペースとして使用したいと、申請をされました。現在の住宅には、町外にお住まいの別のお子さんが、一家で転入されることとなっています。

土地造成について説明します。申請地は既存宅地と同じ高さにするため70cm～100cmほど真砂土で造成し、外周部分は全て70～170cm高さのL型擁壁を設置します。その後住宅を建築し、あわせて2台分の駐車スペースを整備します。なお、転用残地1,262m²については、現在と同様に保全管理を行う予定です。

工期については、許可日から6ヶ月間の予定です。

資金調達計画については、土地造成費および住宅建築費の合計[REDACTED]円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。[REDACTED]からの雨水については、集水溝を設置し[REDACTED]の自己所有農地に排水、[REDACTED]からの雨水については、隣接住宅との境界部分にU字溝を設置し、[REDACTED]の既存宅地を経由して県道脇の側溝に流します。生活排水については、合併浄化槽で処理してから県道脇の側溝に流します。

農地区分の決定根拠について説明します。説明図の3ページをご覧ください。申請地の西側、南側には、ほ場整備事業施行済の集団農地が広がっています。集団農地と申請地との間には水路がありますが、歩いて渡るしかなく農業用車両の往来はできません。このため連たんはしていないと判断しました。下光好集落内に位置し、下郷地区の中心部である鈴部落に近接していることから第2種農地、許可根拠規定は「集落接続(既存集落に居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続

して設置されるもの)」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。

整理番号3番 申請人は琴浦町内の個人、転用目的および施設の概要は農業用施設(堆肥処理施設)、土地の表示 大字田越字[REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畠、地積3, 158m²。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域内に位置していることから、農用地区域内の用途区分変更の申請をされ、今年7月31日付で琴浦町長の承認済みとなっています。

転用の内容について説明します。申請人の世帯は酪農業を営んでおり、経営規模は乳牛150頭、飼料作物の作付面積は自作地と借入地をあわせて19.3haです。以前、牛舎は笠見地内にありましたが平成19年、申請地付近に移転新築され現在に至ります。牛舎の建設当時から糞尿処理に使用してきた縦型コンポ、この縦型コンポは申請者の既存牛舎敷地内にありますが、設備の老朽化及び発酵補助資材調達の困難さが増してきたことに伴い、新たな糞尿処理施設の必要性が生じたため、牛舎近くの土地に堆肥乾燥発酵施設の新設を計画されました。

土地造成について説明します。転用申請地のレベルは牛舎のある西側が高く、広域農道のある東側が低くなっているため、申請地の土を利用して、切土を最高80cm、盛土を最高110cm行い、法面勾配33.7度で土羽打ちを施します。牛舎側からの進入路部分はアスファルト舗装、施設用地の底地はコンクリート舗装を行った後、床面積約1,000m²の木造平屋建て糞尿乾燥処理施設を建築する計画です。

被害防除計画について説明します。建物及び敷地内の雨水については、北側は農道脇の既設の側溝を通じて、南側は新たに設置する幅20cmのU字側溝を通じて、申請地東側にある広域農道脇の既設の側溝へ流します。汚水については、琴浦町環境保全条例に基づき申請者から平成31年1月に提出された公害防止計画書によると、牛舎から排出された糞尿は堆肥乾燥処理施設において攪拌処理するため、敷地外に雨水以外は排出しないとされています。これらの計画は町環境審議会の審査を経て、平成31年3月7日付けで琴浦町長の承認済みです。

5ページの説明図にもありますように、申請地の近隣には一つ屋集落がありますので、公害防止計画書には倉坂部落との覚書が添付されています。また、申請地のある田越部落については、牛舎を新築された平成19年に田越部落との覚書が取り交わされており、今回の施設整備については今年1月に行われた部落総会に諮られ、同意が得られています。

工期は許可日から3ヶ月間、施設の利用期間は永年の予定です。

資金調達計画については、土地造成費および建築費、その他費用の合計[REDACTED]円についての借入希望申込書を、日本政策金融公庫が受理した旨の書類が添付されています。

	<p>建築物の高さは最高6mになりますが、隣接境界から3m以上離して建築するため、南側隣接農地への日照通風等の障害とはなりません。</p> <p>なお、申請地は団体営三保地区ほ場整備事業が施行済みですが、東伯町土地改良区の受益地ではなく、該当の土地改良区が現時点では存在しないため、土地改良区の意見書は提出されておりません。</p> <p>農地区分の決定根拠について説明します。申請地は農用地区域内に位置していることから「農用地区域内農地」、許可根拠規定は「農用地利用計画指定用途」に該当すると考えます。以上です。</p>
議長 福本委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>9月3日に馬野委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。</p> <p>整理番号2番について報告します。現地は、申請者の方の家のすぐ隣にあります。南側に地続きの農地があり、その農地の所有者からは同意書を取っておられました。住宅の新築及び自家用車の駐車場、車の回し場に必要な面積を申請されており、転用はやむを得ないと思います。</p>
	<p>整理番号3番について報告します。現地は、広域農道沿いで申請者の方の牛舎のすぐ近くにあります。周辺には農地が多いですが、申請地については、東、西、北側は農道に接しており、南側には地続きの農地があり、所有者からは転用に関する同意書を取っておられます。堆肥処理施設は民家から離れていて、毎日の作業になりますので牛舎の近くに整備するのが望ましく、申請地は適した場所だと考えますので、転用はやむを得ないと考えますが、公害防止計画書や部落との覚書の内容を守つて操業していただきたいと思いました。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p>
三浦委員	<p>(三浦委員より挙手あり)</p> <p>整理番号3番について説明します。転用申請のあった面積が1筆全体の3,158m²で、建築予定の施設の総床面積が1,000m²ということでしたが、残りの約2,000m²は農業用車両の取り廻しスペースとして利用されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>申請地の土を利用して土地造成をされる計画ですので、整地を行うことにはなるということでしたが、施設の建築に必要な面積は1,000m²で、残りはチューブサイロや農業用資材等の置場として利用されると聞いています。</p>
三浦委員	<p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p>
三浦委員	<p>(三浦委員より挙手あり)</p> <p>整理番号2番について質問します。申請のあった面積が547m²で、一般住宅への転用で許可できる500m²を超えていますが、これは障害者用車両の取り廻しスペースが必要だということで、転用許可が下りる</p>

事務局	<p>のでしょうか。</p> <p>最初の段階では、[REDACTED]の土地だけを転用するということで相談を受けていましたが、協議を重ねていくうちに車の取り回しスペースがどうしても必要だということになり、[REDACTED]の土地も含めて申請を受け付けることになりました。通常一般住宅への転用については500m²以下で許可をするということになっていますが、これは法律で定められているというわけではなく、農林水産省が定めた事務取扱要領の運用規定として定められているもので、申請ごとの個別の事情を斟酌して、申請面積が本当に必要であるということが認められれば、500m²を超えても許可が下りることになっています。このことにつきましては、申請地が農用地区域内に位置していたことから、相談のあった最初の段階で転用許可権者である県に問い合わせをしていて、バリアフリー住宅を建築することにより、障害者用車両の取り回しスペースを確保する必要が生じたという事情を認めてもらったうえで、農用地区域からの除外手続きを行っていただきました。</p>
三浦委員 議長	<p>分かりました。</p>
	<p>以前は、一般住宅への転用で許可される面積が500m²未満だということで、申請地1筆で500m²を超える場合には、分筆したうえで申請をしてもらっていましたが、数年前から多少面積を超えていても許可が下りるようになっています。</p>

その他に何か質問等はありませんか。

(異議なし)

異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。

続きまして議案第22号 農地法5条の規定による許可申請について事務局に説明をお願いしたいと思います。

7ページをご覧ください。議案第22号 農地法5条の規定による許可申請について 農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので、本委員会の意見を求めます。

整理番号15番 譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町に本店を置く[REDACTED]法人です。契約種別は所有権移転、転用目的及び施設の概要は駐車場になります。土地の表示 大字逢束字[REDACTED]

[REDACTED]、登記地目、現況地目ともに畠、地積519m²。申請地は外に畠2筆があり、3筆の合計地積は1,125m²になります。農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域に位置していましたことから農用地区域からの除外手続の申請をされ、今年8月28日付で琴浦町長の承認済みとなっています。

転用事由の詳細について説明します。転用事業者の企業規模はさらに拡大傾向にあり、平成30年2月に農地法第5条の許可を受けて取得し

た土地は、部品取り用車両と解体車両置場、会社所有のトラックと従業員用駐車場として利用されていましたが、そのうち3分の1程度の敷地に部品用倉庫を建築中です。現在の従業員は平成30年時点から3名増えて32名、会社所有の車両が2台増えて16台となっていますので、慢性的に駐車場が不足している状況だということでした。そこで会社近くの申請地を取得し、業務用トラックと従業員用駐車場として利用したいと申請されたものです。

土地造成について説明します。申請地は休耕で、除草作業及び隣接する県道 [REDACTED] と水平にするため75cmの盛土工、アスファルト舗装工事を行い、申請地の東側、西側はL型擁壁を設置して土砂の流出を防ぎ、南側は1.5割勾配で土羽打ちを行います。その後、業務用トラック11台、従業員自家用車19台分の露天駐車場を整備する計画で、県道からの進入路部分には、県道側溝をまたぐ形で幅10mのグレーチングを施します。

工期については許可日から3ヶ月を予定されていて、施設の操業期間は永年となっています。

資金調達計画については、土地買収費 [REDACTED] 円、埋立整地費 [REDACTED] 円、その他費用 [REDACTED] 円の合計 [REDACTED] 円に見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明しますので、9ページの説明図をご覧ください。申請地東側の [REDACTED] と [REDACTED] は堤、さらにその東側は水路です。西側の [REDACTED] は雑種地（私道）、南側の [REDACTED] は山林、[REDACTED] は畠ですが、転用事業の内容が露天駐車場整備であるため日照、通風の問題はありません。

雨水排水については、造成地の中程を最も高くし、北側方向と南側方向に安定勾配1.5%から2%の傾斜をつけて、北側は県道側溝に、南側は新たに設けるU字側溝に、それぞれ流して処理します。

なお、申請地の中央部を東西に横切る形で水路（青線）がありますが、現在は使われていません。この水路については、琴浦町法定外公共物管理条例に基づき用途廃止および払下げの手続について、水路を管理する町建設環境課との協議済みで、申請をすれば承認される見通しであると転用事業者から聞き取っています。

農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地の東側は堤、南側は、[REDACTED] は畠、[REDACTED] の登記地目は畠ですが現況は山林、西側は雑種地（私道）を隔てて宅地です。申請地周辺の一団の農地面積は10ha以下であること、農業上の公共投資が行われていないことなどから「第2種農地」、許可根拠規定は「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

議長

福本委員	9月3日に馬野委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。申請地は県道赤崎大栄線沿いにある、耕作が再開される見込みがない農地で、水路の部分も確認しましたが使われていない状況でした。雨水は東側の水路に落ちるため、水路を用途廃止しても問題はないと思います。業務用車両及び従業員用駐車場の整備のために必要な面積を申請されており、転用はやむを得ないと思います。以上です。
議長	事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。 (中本委員より挙手あり)
中本委員	先程の事務局の説明で、申請地の中央に使用していない水路があるとありましたか、どのようにされるのでしょうか。
事務局	この水路については長年使用されてないことから、琴浦町法定外公共物管理条例に基づき、用途廃止および払下げの手続きをされることになっています。
中本委員	分かりました。 その他に何か質問等はありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、原案どおり答申することと決定いたします。
議長	続きまして議案第23号 農地法第2条第1項の規定による申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	10ページをご覧ください。議案第23号 農地法第2条第1項の規定による申請について 非農地証明です。農地法第2条第1項の規定による、農地でない旨の証明申請が下記のとおり提出されたので、本委員会の許可を求めます。 整理番号4番 申請人は琴浦町内の個人です。土地の表示 琴浦町大字徳万 [REDACTED]、登記地目 畑、登記地積 565m ² 、現況地目 雜種地、現況地積 565m ² 。申請事由の概要は、「20年以上前から雑種地として利用している。」というものになります。 非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に4項目の判断基準を定めています。今回の案件につきましては、「耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰瘍した土地で農地への復旧が困難な土地」に該当するものと考えます。 申請地は農用地区域外に位置しており隣接農地は無く、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障はないと判断しました。 整理番号5番 申請人は琴浦町内の個人です。土地の表示 琴浦町大字三保字 [REDACTED]、登記地目 田、登記地積 109m ² 、現況地目 雜種地、現況地積 109m ² 。申請事由の概要は、「申請地は、数十年来農地として利用したことがなく、現在樹木が生い茂っており農地への

	<p>復旧は困難である。また場所的にも宅地の区画内的一部分にある。」というものになります。</p> <p>申請地は農用地区域内に位置していたことから農用地区域からの除外手続きを行い、今年8月28日付で町長の承認済みとなっています。</p> <p>非農地証明の対象とする土地については、鳥取県が平成5年に4項目の判断基準を定めています。今回の案件につきましては、「人為的な潰瘍地で転用の事実行為から20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受けているか又は受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地」に該当するものと考えます。</p> <p>申請地は農用地区域から除外決定され、農地とはいえない現況であることから、非農地として取り扱っても農地行政上特に支障がないと判断しました。以上です。</p>
議長 福本委員	<p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>9月3日に馬野委員、毎田補佐、自分の3人で現地確認を行いました。</p> <p>整理番号4番について報告します。この土地は、[REDACTED] [REDACTED]の、数ヶ月前まで[REDACTED]駐車場として使われていた土地の東側に位置しています。住宅地の一角にあり隣接農地はありませんし、現況は、土地の一部に樹木が植わっているほかは、長年、農地として利用されていない状況でしたので、非農地と認めて良いと思います。</p> <p>整理番号5番について報告します。この土地は、申請人の方の住宅敷地に地続きで、現況は、樹木が植わっており、農地とは認められない状況でした。この土地の北側には、以前申請人の方が経営されていた牛舎があり、その風よけとして利用されていたと思われます。したがって非農地と認めて良いと思います。以上です。</p> <p>事務局の説明および現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第24号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>15ページをご覧ください。議案第24号 農用地利用集積計画の決定について 賃貸借の部です。次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。</p> <p>整理番号438番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字八橋字[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積5, 335m²。権利の種類は賃借権、内容は芝と</p>
議長	
事務局	

なっています。期間は令和元年9月11日から令和11年9月10日までの10年間、10a当たりの借賃は[REDACTED]円、借賃の支払方法は口座振込、法律関係は賃貸借、再設定になります。

整理番号439番から18ページの整理番号447番までの外9件についてはご覧のとおりです。

なお今回の賃貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。

19ページをご覧ください。使用貸借の部です。

整理番号448番 設定する者、設定を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字八橋字[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積5, 005m²。権利の種類は使用貸借権、内容は飼料となっています。期間は令和元年9月11日から令和6年9月10日までの5年間、10a当たりの借賃は無償、借賃の支払方法は無償、法律関係は使用貸借、新規になります。

整理番号449番から20ページの整理番号456番までの外8件についてはご覧のとおりです。

なお今回の使用貸借の部で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、20ページの整理番号455番と456番の2件です。

21ページをご覧ください。利用権移転の部です。

整理番号457番 利用権を移転する者は琴浦町内の個人で、利用権の移転を受ける者は琴浦町内で酪農を営む法人です。この案件は個人から法人へ利用権設定の残存期間を移転するもので、移転する農地は4筆で、合計面積は44, 387m²となっています。

22ページをご覧ください。所有権移転の部です。

整理番号5番 所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者はいずれも琴浦町内の個人です。土地の表示 大字森藤字[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1, 297m²。申請地は外に畠1筆があり、2筆の合計面積は2, 173m²になります。権利の種類内容は所有権、引渡しの時期、支払期限、所有権の移転時期はいずれも令和元年9月30日。対価は2筆合計で[REDACTED]円、10a当たりでは[REDACTED]円、対価の支払い方法は口座振込、法律関係は所有権になります。

整理番号6番 所有権を移転する者は愛知県在住の個人で、所有権の移転を受ける者は琴浦町内で酪農を営む法人です。土地の表示 大字杉下字[REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積2, 492m²。申請地は外に畠1筆があり、2筆の合計面積は5, 962m²になります。権利の種類内容は所有権、引渡しの時期、支払期限、所有権の移転時期はいずれも令和元年9月30日。対価は2筆全体で[REDACTED]円、10a当たりでは約[REDACTED]円、対価の支払い方法は

	<p>口座振込、法律関係は所有権になります。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、原案どおり決定することといたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。最初に9月3日に行われた農家相談の報告を福本委員にお願いします。</p>
福本委員 議長	<p>(農家相談1件報告)</p> <p>次に馬野農地委員会長より、農地利用状況調査についての連絡をお願いします。</p>
馬野委員 議長	<p>(農地利用状況調査についての連絡)</p> <p>最後に「琴浦町農業施策に対する意見書」について連絡をさせていただきます。</p> <p>(琴浦町農業施策に対する意見書について連絡)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、令和元年度第6回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p>